

## 尼崎市子どもの育ち支援条例の改正について

### 1 改正理由

昨今、いじめや体罰等の子どもの人権が侵害される重大な事案が発生していることから、子どもの人権を具体的に保障していくための取組みに関する重要な事項について調査審議を行うにあたり、地方自治法第138条の4第3項の規定による付属機関として、尼崎市子どものための権利擁護委員会（以下「委員会」という）を設置するため、規定の整備を行うもの。

併せて、児童の権利に関する条約の精神に則った所要の整備等を行うもの。

### 2 主な改正内容

#### (1) 委員会の設置

子どもの人権の擁護に関する事項について調査審議その他の行為をさせるため、独立性を有する市長の付属機関として、委員会を置く。

委員会は、人権侵害を受けた子どもの救済について必要があると認めるときは、当該子ども又はその関係者への助言及び支援その他の措置を講じるとともに、関係者に対して、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。また、子どもの人権の擁護に関する事項について市長その他の関係機関等に意見を述べ、これを公表することができるほか、子どもの人権の擁護に関する啓発を行う。

#### (2) 児童の権利に関する条約の精神に準拠する旨の規定の追加

##### ア 子どもが権利の主体である旨の規定の追加

子どもは生まれながらにして権利を有するとともに、権利の主体として独立した人格を有することを改めて明確に規定する。

##### イ 子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であることの規定の追加

子どもの貧困対策の推進に関する法律が令和元年に改正され、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であることが規定されたことを受け、本市の条例にも子どもが今を生きる存在であることを新たに規定する。

##### ウ 子どもの権利について学ぶ機会等の保障

子ども自身及び大人が、子どもの権利が生まれながらにして有する当然の権利であることについて知り・学ぶ機会を持つことを明確に規定する。

### 3 施行期日

令和3年4月1日

以上